

Ⅲ 阿蘇地域世界農業遺産推進協会 歴代役員

	協会長	副会長	顧問	監事	事務局長
2013	工藤 保雄 (阿蘇農業協同組合)	北里 耕亮(小国町) 松永 正男(阿蘇地域振興局)	宮本けんしん 〔食の大地・くまもと〕 世界農業遺産推進研究会	國谷 恵太 (阿蘇地域振興 デザインセンター)	住尾 善彦
2014	工藤 保雄 (阿蘇農業協同組合)	北里 耕亮(小国町) 松永 正男(阿蘇地域振興局)	宮本けんしん 〔食の大地・くまもと〕 世界農業遺産推進研究会	國谷 恵太 (阿蘇地域振興 デザインセンター)	上田 慎二
2015	原山 寅雄 (阿蘇農業協同組合)	北里 耕亮(小国町) 山口 達人(阿蘇地域振興局)	宮本けんしん 〔食の大地・くまもと〕 世界農業遺産推進研究会	國谷 恵太 (阿蘇地域振興 デザインセンター)	酒瀬川美鈴
2016	原山 寅雄 (阿蘇農業協同組合)	北里 耕亮(小国町) 能登 哲也(阿蘇地域振興局)	宮本けんしん 〔食の大地・くまもと〕 世界農業遺産推進研究会	江藤 訓重 (阿蘇地域振興 デザインセンター)	安武 秀貴
2017	原山 寅雄 (阿蘇農業協同組合)	北里 耕亮(小国町) 能登 哲也(阿蘇地域振興局)	宮本けんしん 〔食の大地・くまもと〕 世界農業遺産推進研究会	江藤 訓重 (阿蘇地域振興 デザインセンター)	安武 秀貴
2018	原山 寅雄 (阿蘇農業協同組合)	北里 耕亮(小国町) 田村 真一(阿蘇地域振興局)	宮本けんしん 〔食の大地・くまもと〕 世界農業遺産推進研究会	江藤 訓重 (阿蘇地域振興 デザインセンター)	木庭 正光
2019	原山 寅雄 (阿蘇農業協同組合)	草村 大成(高森町) 田村 真一(阿蘇地域振興局)	宮本けんしん 〔食の大地・くまもと〕 世界農業遺産推進研究会	江藤 訓重 (阿蘇地域振興 デザインセンター)	木庭 正光
2020	原山 寅雄 (阿蘇農業協同組合)	草村 大成(高森町) 浦田 隆治(阿蘇地域振興局)	宮本けんしん 〔食の大地・くまもと〕 世界農業遺産推進研究会	江藤 訓重 (阿蘇地域振興 デザインセンター)	猪野敬一郎
2021	原山 寅雄 (阿蘇農業協同組合)	草村 大成(高森町) 浦田 隆治(阿蘇地域振興局)	宮本けんしん 〔食の大地・くまもと〕 世界農業遺産推進研究会	江藤 訓重 (阿蘇地域振興 デザインセンター)	猪野敬一郎
2022	原山 寅雄 (阿蘇農業協同組合)	草村 大成(高森町) 沖 圭一郎(阿蘇地域振興局)	宮本けんしん 〔食の大地・くまもと〕 世界農業遺産推進研究会	江藤 訓重 (阿蘇地域振興 デザインセンター)	猪野敬一郎
2023	原山 寅雄 (阿蘇農業協同組合)	草村 大成(高森町) 沖 圭一郎(阿蘇地域振興局)	宮本けんしん 〔食の大地・くまもと〕 世界農業遺産推進研究会	江藤 訓重 (阿蘇地域振興 デザインセンター)	長生 朋子



IV 協会規約

阿蘇地域世界農業遺産推進協会規約

(名称)

第1条 この会は、阿蘇地域世界農業遺産推進協会(以下、「協会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協会は、世界農業遺産に認定された多様な農業、生物多様性や景観、伝統文化等を確実に次世代に継承するため、官民一体となって、阿蘇の草原の維持と持続的な農業への取組みを支援し、阿蘇地域を中心とする農業と地域の活性化を図ることを目的とする。併せて「先進国型の世界農業遺産モデル」として、国内外への情報発信を行なう。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 世界農業遺産に係るアクションプランの進捗管理に関する事
- (2) 世界農業遺産を通じた農業及び観光等の活性化に関する事
- (3) 世界農業遺産の周知・啓発及び情報発信に関する事
- (4) その他世界農業遺産に関する事

(会員)

第4条 協会の会員として、正会員と賛助会員を置く。

- 2 協会の目的に賛同し、主体的に事業へ参加するものを正会員とする。
- 3 協会の目的に賛同し、正会員と連携しながら協会事業の支援を行なうものを賛助会員とする。

(退会)

第5条 会員は、運営委員会において別に定める脱会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員の除名)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 協会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) その他除名すべき正当な理由があるとき

(総会)

第7条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会長の選任及び役員解任
 - (2) 協会の活動方針及び活動実績に関する事項
 - (3) 規約の変更
 - (4) 正会員の承認及び除名
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) 各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会は、正会員の過半数により成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは、会長が決する。
- 5 会長は、必要に応じ、正会員以外の者を総会に参加させることができる。

(役員)

第8条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 1名
- 2 会長は、総会の同意を得て、副会長及び監事を選任する。
 - 3 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 5 監事は、協会の会計を監査する。
 - 6 役員任期は原則2年とし、再選を妨げない。ただし、会員である団体の役職である立場で役員となった者については、当該役員が欠員となった場合は、その後任者が前任者の残任期間を引き継ぐ。
 - 7 協会の事業を円滑に執行するため、事務局を置く。

(顧問)

第9条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は運営委員会において推薦した者をもってあてる。
- 3 顧問は会長の諮問に応ずるほか、総会に出席して意見を述べるができる。但し、決議に加わることはできない。

(運営委員会)

第10条 協会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、県、市町村及び作業部会担当の団体をもって構成する。
- 3 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業実績及び収支決算に関する事項
 - (3) アクションプランの策定及び進捗管理に関する事項
 - (4) 作業部会の設置及び作業部会長の選任及び解任
 - (5) 賛助会員の承認及び除名
 - (6) その他重要な事項

(作業部会)

第11条 協会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、所管するアクションプランの進捗管理に関するとりまとめを行なう。

(事務局)

第12条 協会の事務局は、当分の間、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部農業普及・振興課に置く。

(経費)

第13条 協会の会費及び負担額については、協議のうえ運営委員会で定める。

2 会員が退会及び除名の場合、会費等経費の返還は行なわないものとする。

(会計及び事業年度)

第14条 協会の会計及び事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成25年11月29日から施行する。

附則

この規約は、平成27年6月3日から施行する。

附則

この規約は、令和2年3月31日から施行する。

附則

この規約は、令和3年6月14日から施行する。

附則

この規約は、令和5年7月12日から施行する。

正会員名簿

(別紙1)

会 員 名	会 員 名
阿蘇市	水土里ネット阿蘇
南小国町	水土里ネット一の宮
小国町	水土里ネット白水村
産山村	水土里ネット久木野村
高森町	水土里ネット小森
南阿蘇村	公益財団法人阿蘇グリーンストック
西原村	公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター
熊本県	阿蘇市観光協会
熊本大学	南小国町観光協会
熊本県立大学	ASOおぐに観光協会
東海大学	杖立温泉観光協会
熊本県立阿蘇中央高等学校	産山村観光協会
熊本県立小国高等学校	一般社団法人高森観光推進機構
熊本県立高森高等学校	一般社団法人みなみあそ観光局
阿蘇農業協同組合	阿蘇温泉観光旅館協同組合
阿蘇農業協同組合青壮年部	黒川温泉観光旅館協同組合
阿蘇農業協同組合女性部フレッシュミズ	小田温泉観光協会
熊本県畜産農業協同組合南阿蘇支所	杖立温泉観光旅館協同組合
熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所	わいた温泉組合
大阿蘇酪農農業協同組合	南阿蘇村温泉旅館組合
西阿蘇酪農農業協同組合	阿蘇地区商工会連絡協議会
阿蘇草地畜産協議会	黒川温泉女将の会
農業委員会阿蘇郡市協議会	杖立温泉女将の会
阿蘇地方農業後継者クラブ連絡協議会	阿蘇グリーンツーリズム協議会
阿蘇地方農産加工組織連絡協議会	「食の大地・くまもと」世界農業遺産推進研究会
阿蘇地域物産・直売所協議会	阿蘇神社
阿蘇森林組合	一般社団法人西原村観光協会
小国町森林組合	
	計55団体

賛助会員名簿

会 員 名	会 員 名
ヤマト運輸(株)熊本主管支店	熊本日産自動車(株)
(株)肥後銀行	日産プリンス熊本販売(株)
J T B 熊本支店	熊本県酪農農業協同組合連合会
	計6団体

運営委員会名簿

(別紙2)

役職名	区分	所属等	職名
委員長	協会 副会長		
委員	熊本県	農林水産部むらづくり課 阿蘇地域振興局	審議員 局長 農林部長
	市町村	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、 高森町、南阿蘇村、西原村	農政主管課長
	農林部会	阿蘇農業協同組合	営農部担当課長
	草原景観部会	阿蘇グリーンストック	副理事長
	自然環境部会	東海大学	農学部教授
	文化交流部会	阿蘇地域振興デザインセンター	事務局長